

松籟荘利用料金表 [短期入所生活介護]

2019年10月1日～

◇短期入所生活介護費（サービス費）

①併設型短期入所生活介護費

<従来型多床室>

要介護度	金額/日
要介護1	586
要介護2	654
要介護3	724
要介護4	792
要介護5	859

②併設型短期入所生活介護費

<ユニット型個室>

要介護度	金額/日
要介護1	684
要介護2	751
要介護3	824
要介護4	892
要介護5	959

◇加算

項目	金額/日	要件
★看護体制加算（Ⅲ）イ	12	常勤の看護師を1名以上配置しており、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上である場合
★看護体制加算（Ⅳ）イ	23	看護職員を基準より1名以上上回って配置し、病院等との連携により、24時間の連絡体制を確保している。なお、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上である場合
★夜勤職員配置加算	13 18	夜勤職員を基準より1名以上多く配置している場合 ※上段単位：従来型、下段単位：ユニット型
★サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	介護職員の内60%以上が介護福祉士である場合（ユニット型）
★サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12	介護職員の内50%以上が介護福祉士である場合（従来型）
送迎加算	184	施設で送迎を行った場合（片道）
療養食加算	8/回	療養食を提供した場合
★介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位× 83/1000	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している事業者の場合（1月につき）
★介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位× 27/1000	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している事業者の場合（1月につき）…ユニット型
★介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位× 23/1000	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している事業者の場合（1月につき）…従来型

※ ★印は松籟荘の短期入所生活介護を利用された全ての方に加算される。

◇滞在費

項目	金額/日
多床室	855
ユニット型個室	2,006

◇食費

項目	金額					
食事代	朝食	303	昼食	585	夕食	504

※居住費・食費については所得に応じた負担限度額が設けられる。（第1.2.3段階）又該当者には社会福祉法人による利用者負担軽減制度を適用する。

◇その他（オプション代）

項目	金額	要件
理美容代（顔、髪）	1,500/回	利用された場合
理美容代（顔剃りのみ）	1,000/回	利用された場合
特別な食事（敬老会・家族交流会）	330/回	行事の際の御馳走メニュー
コピー代	10/枚	本人や家族の希望した場合の複写物

自己負担金はやみ表 [短期入所生活介護]

【基本料金】

①併設型短期入所生活介護費 <従来型多床室>

要介護度	サービス費+加算 サービス費+看護体制加算Ⅲ(イ)+看護体制加算Ⅳ(イ)+夜勤職員配置加算(Ⅰ)+サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ+介護職員処遇改善加算+介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			滞在費	食費	合計		
	1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	715	1,429	2,144	855	1,392	2,962	3,676	4,391
要介護2	789	1,580	2,369			3,036	3,827	4,616
要介護3	867	1,734	2,601			3,114	3,981	4,848
要介護4	943	1,884	2,827			3,190	4,131	5,074
要介護5	1,016	2,033	3,049			3,263	4,280	5,296

②併設型短期入所生活介護費 <ユニット型個室>

要介護度	サービス費+加算 サービス費+看護体制加算Ⅲ(イ)+看護体制加算Ⅳ(イ)+夜勤職員配置加算(Ⅱ)+サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ+介護職員処遇改善加算+介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			滞在費	食費	合計		
	1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	838	1,676	2,514	2,006	1,392	4,236	5,074	5,912
要介護2	912	1,824	2,738			4,310	5,222	6,136
要介護3	993	1,987	2,980			4,391	5,385	6,378
要介護4	1,069	2,138	3,207			4,467	5,536	6,605
要介護5	1,143	2,287	3,429			4,541	5,685	6,827

※1、その他、送迎加算等が利用に応じて加算されます。

※2、ご負担額は、利用者様の負担割合（1割～3割）によって異なります。

※3、滞在費・食費については所得に応じた負担限度額が設けられています。（下記参照）

【多床室】

利用者負担段階	滞在費	食費
	金額/日	金額/日
第4段階 (基準費用額)	855	1,392
第3段階	370	650
第2段階	370	390
第1段階	0	300

【ユニット型個室】

利用者負担段階	滞在費	食費
	金額/日	金額/日
第4段階 (基準費用額)	2,006	1,392
第3段階	1,310	650
第2段階	820	390
第1段階	820	300